

第100期 決算 公 告

平成20年6月26日

住 所 山口県周南市平和通一丁目10番の2
株式会社 西 京 銀 行
代表取締役 渡 邊 孝 夫

貸借対照表 (平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	56,141	預 金	689,012
現 金	18,742	当 座 預 金	14,879
預 け 金	37,399	普 通 預 金	222,858
買 入 金 銭 債 権	10,088	貯 蓄 預 金	9,197
商 品 有 価 証 券	8	通 知 預 金	1,021
商 品 国 債	8	定 期 預 金	428,108
金 銭 の 信 託	3	定 期 積 金	6,915
有 価 証 券	113,172	そ の 他 の 預 金	6,032
国 債	40,464	借 用 金	3,000
地 方 債	118	借 入 金	3,000
社 債	19,929	外 国 為 替	0
株 式	11,326	未 払 外 国 為 替	0
そ の 他 の 証 券	41,333	社 債	5,000
貸 出 金	530,363	そ の 他 負 債	7,438
割 引 手 形	7,424	未 払 法 人 税 等	51
手 形 貸 付	36,422	未 払 費 用	3,059
証 書 貸 付	441,967	前 受 収 益	707
当 座 貸 越	44,549	給 付 補 て ん 備 金	8
外 国 為 替	640	借 入 有 価 証 券	2,299
外 国 他 店 預 け	487	金 融 派 生 商 品	221
買 入 外 国 為 替	76	そ の 他 の 負 債	1,091
取 立 外 国 為 替	77	退 職 給 付 引 当 金	1,806
そ の 他 資 産	8,136	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	120
前 払 費 用	1,464	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	59
未 収 収 益	1,685	偶 発 損 失 引 当 金	15
金 融 派 生 商 品	732	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,757
そ の 他 の 資 産	4,254	支 払 承 諾	2,531
有 形 固 定 資 産	11,315	負 債 の 部 合 計	710,742
建 物	2,451	(純 資 産 の 部)	
土 地	8,135	資 本 金	11,300
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	729	資 本 剰 余 金	8,910
無 形 固 定 資 産	1,462	資 本 準 備 金	8,910
ソ フ ト ウ ェ ア	1,429	利 益 剰 余 金	3,479
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	32	利 益 準 備 金	1,963
繰 延 税 金 資 産	6,166	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,515
支 払 承 諾 見 返	2,531	別 途 積 立 金	6,232
貸 倒 引 当 金	△ 12,368	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 4,716
		自 己 株 式	△ 29
		株 主 資 本 合 計	23,660
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 8,797
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	137
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,922
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 6,738
		純 資 産 の 部 合 計	16,921
資 産 の 部 合 計	727,664	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	727,664

損益計算書

平成19年 4月 1日から
平成20年 3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		21,099
資金運用収益	16,948	
貸出金利息	13,177	
有価証券利息配当金	3,257	
コールローン利息	176	
預け金利息	3	
金利スワップ受入利息	316	
その他の受入利息	17	
役務取引等収益	2,565	
受入為替手数料	501	
その他の役務収益	2,064	
その他の業務収益	309	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	302	
金融派生の商品収益	0	
その他の業務収益	6	
その他経常収益	1,275	
株式等売却益	1,120	
その他の経常収益	154	
経常費用		25,718
資金調達費用	2,999	
預金利息	2,422	
譲渡性預金利息	6	
借入金利息	105	
社債利息	135	
金利スワップ支払利息	328	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	1,838	
支払為替手数料	9	
その他の役務費用	1,828	
その他業務費用	3,286	
外国為替売買損	548	
外国債等債券売却損	889	
国債等債券償還損	1,833	
その他の業務費用	14	
営業経常費用	10,614	
その他経常費用	6,980	
貸倒引当金繰入額	4,224	
貸出金償却	20	
株式等売却損	1,091	
株式等償却	485	
金銭の信託運用損	961	
その他の経常費用	198	
経常損失		4,618
特別利益		31
固定資産処分益	28	
償却債権取立	2	
特別損失		417
固定資産処分損失	15	
減損	402	
税引前当期純損失		5,005
法人税、住民税及び事業税		36
法人税等調整額		631
当期純損失		5,673

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（株式は決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、有価証券運用以外を主目的とする金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.（1）と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5年～50年
動産	3年～20年

（会計方針の変更）
平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
（追加情報）
当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（勘定系基幹システム関連については8年、その他は5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,716百万円であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
（会計方針の変更）

従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、預金としての負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当期から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ経常損失は59百万円増加し、税引前当期純損失は同額増加しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度の対象となる信用保証協会保証付融資に対して、当該融資が信用保証協会の代位返済を受けた場合に当行が費用負担すべき額を見積もって計上しております。

(追加情報)

平成19年10月1日から、信用保証協会保証付きの新規融資を対象に責任共有制度が導入され、当該融資が延滞もしくは返済不能等となり信用保証協会より代位返済を受けた際、当行が一部費用負担することとなりました。これに伴い、当該融資に対して将来発生すると見込まれる負担費用を、引当金として計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) その他

一部の資産・負債については、時価ヘッジを行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資）総額 1,661百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,803百万円、延滞債権額は21,379百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,128百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,319百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業

手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,604百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	15,777百万円
預け金	21百万円
その他資産（保証金）	3百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,000百万円
----	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券19,106百万円及びその他資産（保証金）8百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金265百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,217百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが36,217百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,530百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 8,994百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 167百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。

13. 社債には、劣後特約付社債5,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は430百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額190円64銭

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 33百万円

17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 関係会社に対する金銭債権総額 1,473百万円

19. 関係会社に対する金銭債務総額 804百万円

20. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、44百万円であります。

21. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率 7.33%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	30百万円
役員取引等に係る収益総額	11百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	6百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	3百万円
役員取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	251百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

関連当事者との取引

1. 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。

2. 子会社及び関連会社等

該当ありません。

3. 兄弟会社等

該当ありません。

4. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権の 所有(被 所有)割 合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万 円)
役員及びその近親者	阿武かほり	—	当行取締役の妻	資金の 貸付	3	貸出金	2
役員	水野直房(注)	0.00 (-)	当行監査役	資金の 貸付	—	貸出金	80
				債務の 保証	80	—	—

(注) 当行は第三者(宗)赤間神宮に対する貸出金に対して、当行監査役水野直房及び水野大直(直房氏の長男)より債務保証を受けております。

2. 1株当たり当期純損失金額 63円91銭

3. 当期において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
山口県	営業用資産7カ所 福利施設1カ所	土地建物等	190
福岡県	営業用資産1カ所 社宅2カ所	土地建物等	190
大阪府	営業用資産1カ所 社宅2カ所	土地建物	20
広島県	営業用資産1カ所	土地	0

地域ごとの減損損失の内訳

山口県 190 (内、土地74、建物112、その他有形固定資産3)百万円

福岡県 190 (内、土地189、建物0、その他無形固定資産0)百万円

大阪府 20 (内、土地12、建物7)百万円

広島県 0 (内、土地0)百万円

管理会計上の最小区分として、営業店単位(ただし、出張所及び連合して営業を行っているグループは当該グループ単位)でグルーピングを行っております。

店舗の移転及び統廃合の施策等により、対象となっている店舗用土地の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は、路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。